合併につき株券等提出公告

当社は、新日本瓦斯株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年八月七日

埼玉県北本市西高尾一丁目二四九番地

株式会社ユピア新日本

代表取締役社長　山中　正幸

合併につき株券等提出公告

当社は、西洋フード・コンパスグループ株式会社（本店所在場所、東京都豊島区東池袋三丁目一三番三号）と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年九月十一日までに当社にご提出ください。

平成二十一年八月七日

東京都豊島区東池袋三丁目一三番三号

株式会社西洋フードシステムズ東北

代表取締役　幸島　武

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である木村哲也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十一年八月七日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ハナレイ・キャピタル・リミテッド

日本における代表者　木村　哲也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるエン・チュウ・ユウ・エイドリアンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十一年八月七日

福岡市中央区舞鶴二丁目四番一三号九州Dビル5C

ワールドワイド・パッケージ・トラベル・サービス・リミテッド

日本における代表者

エン・チュウ・ユウ・エイドリアン

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市長田区御屋敷通六丁目二番、最後の住所東京都三鷹市深大寺二丁目三一番三七号コートヤード深大寺C―1

被相続人　亡　滝澤　朋秀

右被相続人は平成二十一年一月九日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十三日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月七日

東京都墨田区錦糸四丁目一六番三号サンハイツ錦糸公園五一三号中島法律会計事務所

相続財産管理人滝澤美智子

代理人弁護士　中島　泰淮

限定承認公告

本籍東京都港区麻布台一丁目四三番地、最後の住所東京都足立区花畑二丁目七番八号関口方

被相続人　亡　瀏　健志

右被相続人は平成二十一年一月十日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月七日

東京都足立区花畑二丁目七番八号関口方

相続財産管理人　瀏　たまき

限定承認公告

本籍東京都渋谷区渋谷二丁目三番地、最後の住所東京都渋谷区神宮前五丁目三三番一―二〇四号

被相続人　亡　吉井　大輔

右被相続人は平成二十一年五月二十九日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月七日

東京都千代田区麹町四丁目二番地第二麹町ビル六階

限定承認者吉井穎子

代理人弁護士　鵜飼　大

限定承認公告

本籍東京都中野区中野五丁目一四七番地、最後の住所東京都世田谷区羽根木一丁目二〇番九号東松原シティハウス三〇三

被相続人　亡　吉原　正之

右被相続人は平成二十一年五月二十八日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月七日

東京都世田谷区羽根木一丁目二〇番九号東松原シティハウス三〇三

相続財産管理人　吉原富美子

限定承認公告

本籍名古屋市東区泉一丁目一一〇番地、最後の住所名古屋市東区泉一丁目七番二八号グランドール泉三〇一号

被相続人　亡　林　富美子

右被相続人は平成二十一年五月八日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月七日

名古屋市東区泉一丁目七番二八号グランドール泉三〇一号

相続財産管理人　林　純藏

限定承認公告

本籍愛知県高浜市青木町七丁目五番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　落合　靖

右被相続人は平成二十一年三月三十日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十三日名古屋家庭裁判所岡崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月七日

愛知県高浜市青木町七丁目五番地三二

相続財産管理人　落合　慎一

限定承認公告

本籍大阪府和泉市桑原町二八三番地、最後の住所大阪府和泉市山荘町三三九番地の七六

被相続人　亡　黒川　實

右被相続人は平成二十一年四月三十日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十八日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月七日

大阪府大阪市中央区北浜二丁目一番二一号つねなりビル二階

相続財産管理人黒川エミ子

代理人弁護士　伊藤　俊文

限定承認公告

本籍大阪市住吉区帝塚山中二丁目八番、最後の住所兵庫県尼崎市潮江一丁目五番一―二三〇二号

被相続人　亡　中西　昭

右被相続人は平成十九年十二月二日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十八日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月七日

大阪府豊中市蛍池中町一丁目六番三―三〇五号

相続財産管理人　中西　基

限定承認公告

本籍徳島県鳴門市撫養町北浜字宮の西五七番地一、最後の住所徳島県鳴門市撫養町北浜字宮の西一二一番地一

被相続人　亡　三田　寛

右被相続人は平成二十一年五月十六日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十七日徳島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月七日

徳島県鳴門市撫養町北浜字宮の西一二一番地一

相続財産管理人　三田壽美子